六　毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、当該地区の直上空域にあっては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。

単発式の回転翼航空機	既知の動植物の生息地から七百五十メートル以内の空域及びスカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域
多発式の回転翼航空機	既知の動植物の生息地から千五百メートル以内の空域及びスカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域
単発式又は双発式の飛行機	既知の動植物の生息地から千五百メートル以内の空域及びスカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域
多発式の飛行機（双発式の飛行機を除く）	既知の動植物の生息地から二千百五十メートル以内の空域及びスカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域

七～十三　（略）

十四　当該地区内では廃棄物を処分しないこと。

十五　（略）

第六十五～七十八南極特別保護地区

（略）

六　毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、前号の規定に従って離着陸する場合を除き、当該地区の直上空域にあっては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。ただし、回転翼航空機は、離着陸する場合であっても、当該地区のうち、スカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域を飛行しないこと。

単発式の回転翼航空機	地表から高度九百三十メートル以下の空域及びスカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域
多発式の回転翼航空機	地表から高度千五百メートル以下の空域及びスカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域
単発式の飛行機	地表から高度九百三十メートル以下の空域及びスカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域
多発式の飛行機	地表から高度千五百メートル以下の空域及びスカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域

七～十三　（略）

十四　当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。

十五　（略）

第六十五～七十八南極特別保護地区

（略）